

会 議 録

会 議 の 名 称	ひたちなか市魚市場委員会	
開 催 日 時	午後2時30から 令和5年2月13日（月） 午後3時30分まで	
開 催 場 所	ひたちなか市地方卸売市場 大会議室	
出 席 者	委員（者）氏名	磯前 昌宏 櫻井 康順 吉田 彰宏 川野辺 誠 計4名
	担当部課職員職氏名	経済環境部長 齋藤 茂夫 水産課長 小川 孝博 課長補佐兼係長 高星 匡 主任 磯崎 隼
会 議 次 第 及 び 会 議 の 公開又は非公開の別	1 開会 2 委員長挨拶 3 経済環境部長挨拶 4 議題 (1) 魚市場使用許可の指定について (2) 令和4年度ひたちなか市市地方卸売市場取扱状況報告について (3) ひたちなか市地方卸売市場事業特別会計のインボイス制度対応について (4) その他 5 閉会	
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)		
傍 聴 者 の 数	1名 那珂湊漁業協同組合 大津直也	
会 議 資 料 の 名 称	1 令和4年度ひたちなか市魚市場委員会	
会 議 録 の 作 成 方 法	要約	
そ の 他		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

	<p>（委員長挨拶，経済環境部長挨拶，自己紹介の後，議事に入る）</p>
吉田委員長	<p>（１）魚市場使用許可の指定について</p> <p>議題（１）「魚市場使用許可の指定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>魚市場の使用許可指定については，現在，那珂湊漁業協同組合に平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間，使用を許可しております。資料 1 ページをご覧ください。令和 5 年 1 月 10 日付けで，卸売業者である那珂湊漁業協同組合より 5 年間の許可更新申請がございました。</p> <p>次に 2 ページをご覧ください。本卸売市場の設置及び管理条例，規則の抜粋となります。条例第 38 条において，卸売業者の魚市場使用許可の期間は魚市場委員会の意見を聞いて，市長が定めるとされており，規則において，許可の期間は 5 年以内とされております。</p> <p>那珂湊漁業協同組合への魚市場使用許可の期間について，引き続き，令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間としたいと考えております。</p> <p>このことにつきまして，委員の皆さまのご意見をお願いいたします。</p>
吉田委員長	<p>只今，事務局から許可期間を 5 年間としたい旨の説明がありました。が，ご意見はありますか。</p> <p>（意見なし）</p>
吉田委員長	<p>それでは，魚市場使用許可の指定について，委員会としての意見は，事務局が提案する 5 年とすることによろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。それでは，委員会の意見は 5 年間といたします。</p>
吉田委員長	<p>（２）令和 4 年度ひたちなか市地方卸売市場取扱状況報告について</p> <p>続きまして，議題（２）「令和 4 年度ひたちなか市地方卸売市場取扱状況報告について」を，議題といたします。事務局から，説明をお願い</p>

事務局

いします。

資料 3 ページをご覧ください。こちらは、令和 4 年度の取扱状況の表となります。今年度は 1 月末までの集計となっておりますので、比較しやすいように令和 3 年度の 1 月末までの集計を欄外に表示してごさいます。冒頭の委員長のご挨拶のなかでもございましたとおり、令和 3 年度約 278 トンに対して令和 4 年度は約 236 トンと、約 42 トン取扱量が減少しております。

しかしながら、取扱い金額を集計した下の表を見ますと、取扱量が減少しているにもかかわらず、令和 3 年度約 1 億 9,600 万円に対して令和 4 度は約 2 億 2,500 百万円と約 2,900 百万円増加しております。右のグラフの月別を見ますと特に 6 月、7 月の金額が大きく伸びております。

続いて 4～5 ページをご覧ください。こちらは、魚種別の表となります。取扱量が最も多いのがヒラメで 17.15%、2 番目がシラスで 9.68%、3 番目がその他カレイで 8.20%となっております。

次に取扱金額についてですが、1 番目はヒラメで 23.58%、2 番目がアワビで 21.99%、3 番目がイセエビで 6.64%となっております。先ほど特に 6 月、7 月が大きく伸びていると申し上げましたが、これはアワビの平均単価が大きく上昇したことによるものと考えられます。昨年度の平均単価は 6,690 円で、今年度の単価は、5 ページの下から 4 段目にごさいますが、12,172 円と実に 1.74 倍に上昇しております。

続いて 6 ページをご覧ください。こちらは過去 10 年間の取扱状況をまとめたものとなります。平成 25 年度が最大で、取扱数量が約 2,850 トン、取扱金額は約 5 億 7,000 万円となっております。これは廻船でサンマやカツオが多く水揚げされたことによるものです。令和元年度以降は、取扱金額も 2 億円台に留まっているのが現状です。

7 ページは廻船によるカツオとサンマの取扱量を示しております。カツオについては令和 2 年度以降の 3 年間、サンマについては、昨年度と今年度の 2 年間、残念ながら入港がない状況となっております。

8 ページから 13 ページは、主な魚種別の過去 10 年間の取扱量を示したものとなっております。

特徴的な部分について少し説明させていただきます。8 ページ、9 ページのヒラメについてですが、活魚・鮮魚とも平均単価が過去 10 年で最高となっております。

	<p>次に 10 ページのタチウオですが、近年取扱量が大幅に上昇していましたが、今年度は約 4.5 トンと昨年度の約 16.4 トンから大幅に減少しております。今回は 1 月末までの集計となりますので、比較のため、昨年度の 1 月末を確認したところ、13.8 トンでございますので、同月末同士で比較しても大幅減となっております。</p> <p>次に 12 ページをご覧ください。下段のイセエビですが、ご存じのとおり、イセエビの取扱量は近年増加傾向にございますが、令和 2 年度に初めて 3 トンを突破し、昨年度は 6.4 トンと倍以上に増加。さらに今年度は 8.3 トンと上昇したことで、先ほどご説明したとおり、取扱金額も全魚種で 3 番目となっております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
吉田委員長	<p>折角の機会でありますので、皆様からご意見をいただきたいと思えます。何かございますか。</p>
川野辺委員	<p>イセエビの単価について、平成 29 年度以降は 1,800 円と一律ですが、どのような理由ですか。</p>
事務局	<p>イセエビは一つの山で値段を決める山売り方式のため、統計上は 1,800 円となっております。</p>
川野辺委員	<p>実態は、単価に変動があるということですか。</p>
事務局	<p>あります。</p>
吉田委員長	<p>カツオは 3 年間、サンマは 2 年間、廻船の入港がありませんでしたが、そのあたりについて意見や要望などございますか。</p>
櫻井委員	<p>サンマはご存じのとおり、水温などの関係で獲れなくなっているが、近海に漁場が戻れば入港してくれる船はいると思います。</p> <p>カツオについては、入港が無かったこの 3 年の間に船頭が代替わりし、若返ったことで、違う漁港へ入港するようになってしまいました。馴染みのない港へは、なかなか入港したがない。また、入港が無いことで販売ルートも切れてしまい、たくさんの量が捌けない。現状で捌けるのは 3～5 トン程度だと思います。少しずつ取扱量を増やしていかないと、急には対応できない。カツオの資源も増えてはいないだろ</p>

	うし、カツオ船も減ってきているのが実態です。
磯前委員	代替わりした船頭の年代を教えてください。
櫻井委員	30代から40代が中心で、今まで那珂湊に入港していた船は、勝浦や気仙沼に水揚げしています。
吉田委員長	若い船頭は銚子ではなく、勝浦や気仙沼を選んでいるのですか。
櫻井委員	そういう傾向が見受けられます。いろいろな港に水揚げするより、同じ港に同じ魚を集中して水揚げすることで、相場を安定させる狙いがあるようです。過去には、那珂湊に入港する予定の廻船が急遽入港を取りやめたこともありました。
吉田委員長	川野辺委員、カツオの資源面についての見解を伺えますか。
川野辺委員	カツオの資源面について、サンマのように悪い話しは聞いていません。
櫻井委員	昔は黒潮の流れに乗ってきて、近海で獲れていました。今は魚の動きが変わってきているのだと思います。私が聞いた話しでは、カツオの世界的な資源は横ばいだが、最近では日本近海に入ってくるカツオが減っているとのことで、1本釣りや巻き網も減っているようです。昔は安く刺身で食べられる魚の代表だったカツオが、今は高級になってしまいました。
磯前委員	海外巻き網漁業でも状況は同じで、魚がいる場所が偏っており、そこに船が集中してしまっています。
吉田委員長	中国船を始めとする外国船の影響もあるのですか。
磯前委員	少なからず影響はあると思います。回遊魚は中国海域にいる間に根こそぎ獲られてしまっているのではないかと思います。
川野辺委員	関連する話しとして、マサバについて国も世界的に資源はあるとの見解だが、実態として日本で漁獲しようと思うとなかなか漁場が見つ

	<p>からないのが現状です。先ほどのカツオの話と共通で、世界的には資源があるが日本近海に漁場が無いという意味では、似たような話しなのかと思います。</p>
吉田委員長	<p>8 ページ以降の魚種別について、ヒラメの単価が高いのはどのような要因があると思いますか。</p>
櫻井委員	<p>ヒラメは人気が高い。価格も上昇しているし、引き合いも結構あります。</p>
吉田委員長	<p>那珂湊産はネームバリューがあるのですか。</p>
櫻井委員	<p>一時期県の漁政課でも、常磐ものとして茨城産をブランド化する取組をしていました。昔の築地市場でも茨城産・那珂湊産のヒラメを売り込んでおり、その時は評価に繋がらなかったが、地道な努力を続けてきた結果、東京でも評価されるようになってきました。特に仙台など東北地方では、常磐ものの2級品が1級品として取り扱われています。</p>
川野辺委員	<p>那珂湊産は活魚の取り扱いが多く、特に評価が高いと思うが、令和元年度に単価が落ち込んでいるのは、コロナの影響であり、需要回復により全県的に見ても単価は上昇傾向です。</p>
吉田委員長	<p>コロナの影響ということであれば、最近感染者数が減っており、そうなれば、ある程度単価も見込めるということですか。</p>
川野辺委員	<p>那珂湊産だけということではなく、全県的に単価が1,000円を切る厳しい状況が続いていたが、回復傾向にあるので、県としても支援できる部分は支援していきたいと考えています。</p>
吉田委員長	<p>イセエビについては、いかがですか。やはり水温の関係で漁獲量が増加しているのですか。</p>
磯前委員	<p>アワビについても、伺いたい。</p>
川野辺委員	<p>イセエビの漁獲量は、資源面の影響もあり、全県的に増加していま</p>

	<p>す。単価面について先ほど質問もさせていただいたが、イセエビがブランド化できて、高単価で取り扱ってもらえれば、量的には他の魚と比べて少なくとも市場としての取扱金額は増えることとなります。</p> <p>アワビについても、前年のキロ数千円から1万円を超える単価となり、那珂湊だけでなく全県的に上昇しました。この単価がいつまで続くか分からないが、イセエビのように数量が増えず、同じ数量のままでも、単価が上がれば、やはり市場の取扱金額が増えることとなるので、県としてもお手伝いができればと考えています。</p>
吉田委員長	アワビの資源面については、いかがですか。
川野辺委員	アワビについては、県の栽培漁業協会で種苗を購入して放流いただき、それを水揚げしていると思います。単価が上がれば、その売り上げで種苗を購入して放流、水揚げするという正の循環が繰り返せるが、単価が安いと水揚げしたものの、新たな種苗の購入費用が捻出できないというような負のスパイラルに陥り、成り立たなくなってしまうので、高単価が続いて、うまく種苗を活用いただければと思います。
磯前委員	高く売れるのであれば、種苗の生産量を増やす選択や増やしてほしという要望などはないのですか。
川野辺委員	ついこの間、県内の各漁協に対して種苗の購入希望量の調査を行ったが、希望数量が少なかったため、生産を減らしているのが現状です。今後については、各漁協の執行状況や要望に応じて柔軟に対応していきたいと思います。
磯前委員	アワビの種苗について、茨城県以外も同じような状況ですか。
川野辺委員	一概には言えません。10年位前に他県でアワビに病気が発生したことがあり、大震災で栽培漁業センターが被災し、種苗が生産できない時期もあったが、病気を考慮し、よその種苗を持ってくることはしなかった経緯もあります。
櫻井委員	アワビは漁協単位で種苗を買っているのですか。磯崎漁協の養殖アワビも同じですか。

川野辺委員	放流している種苗は、栽培漁業協会から買っているが、養殖の種苗は違うところで購入していると聞いています。
櫻井委員	種苗の値段は高いのですか。
川野辺委員	各漁協も栽培漁業協会の出資者になってもらっているのです、経費とトントンになる程度の価格に設定しています。
櫻井委員	那珂湊のアワビは採鮑組合が出荷しており、地元の仲買人もなかなか買えないので、地元に出回らない。地元でも消費できればよいと思います。
磯前委員	マグロについても、コロナで価格が下がったが、最近は需要回復もあって価格が高騰し、「ここ20年から30年で一番高いのでは」という位になっています。アワビについても供給量は変わらないのに、ここまで単価が高くなっているのは、同じような要因なのでしょうか。
川野辺委員	中国向けの流通が動き出していることと、台湾の輸入規制が解除になったことも影響していると思います。
吉田委員長	この話しは、話題も尽きませんが、時間もございますので、次の議題に移りたいと思います。
吉田委員長	<p>(3) ひたちなか市地方卸売市場事業特別会計のインボイス制度対応について</p> <p>続きまして、(3)「ひたちなか市地方卸売市場事業特別会計のインボイス制度対応について」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15, 16 ページをご覧ください。こちらは、国税庁が作成したインボイス制度のパンフレットとなります。</p> <p>このインボイス制度は、略称となります。正式名称は「消費税の適格請求書等保存方式」で、消費税の課税取引について、売り手側と買い手側の税額と税率の認識を一致させるために、令和5年10月から新たにスタートする制度となっております。15 ページ中央に記載しているとおり、インボイス制度に登録するか否かは、任意となりますが、</p>

地方公共団体に対して総務省より通知がされております。

続いて資料 17 ページをご覧ください。こちらが総務省からの通知となります。下段の 1 地方公共団体の各会計におけるインボイス制度への対応に係る留意事項として (1) 一般会計と次ページ (2) 特別会計についての記載がございます。

一般会計とは、住民票の発行や道路整備など、広く市民に対して提供するサービスを経理したものであり、これに対し、水道事業や下水道事業、国民健康保険事業など、特定の市民に対してのみサービスを提供するものを特別会計として区分し、経理しております。

本卸売市場についても特別会計として経理を行っております。

一般会計、特別会計の何れについてもインボイス制度へ対応するようにと通知されておりますが、18 ページの上から 4 行目をご覧くださいと記載してあります。

これに対し、19 ページ 2 行目をご覧くださいと現時点で免税事業者である特別会計については、インボイス制度に対応した場合、課税事業者となるため、新たに消費税の申告義務が発生しますと記載がございます。本卸売市場会計は、課税売上が 1,000 万円未満のため、現在は消費税免税事業者であり、消費税の申告義務はございませんが、インボイス制度に対応することで、新たに消費税の申告及び納税義務が生じることとなります。

地方公共団体である市町村が消費税を納税することは、意外に感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、水道事業や下水道事業は、課税売上が 1,000 万円以上ございますので、既に消費税の申告及び納付をしております。インボイス制度に対応することで、令和 6 年度より、本卸売市場会計においても新たに消費税を納付することとなります。

仮にインボイス制度に対応しなかった場合、どのような弊害が生じるか、20 ページをご覧ください。

この図にありますように、本卸売市場会計がインボイス制度に対応しなかった場合、令和 5 年 9 月まで可能だった消費税の仕入税額控除について、10 月以降、仕入税額控除が適用できず、消費税の負担が増加するとございます。

21 ページをご覧ください。さらに詳しくご説明いたします。

上段が現状を示したものとなっております。現状では小売業者 B 社は製造業者 A 社から仕入をしており、製造業者 A 社が消費税課税事業

者でも免税事業者でも 40 円の仕入税額控除が適用可能であり、消費者が支払った 100 円との差額 60 円が納付額となっております。

下段が令和 5 年 10 月以降のイメージとなっております。インボイス制度開始後は、製造業者 A 社がインボイス適用事業者であれば、B 社の納税額は 60 円のままですが、A 社が免税事業者のままインボイス非適用の場合、B 社は仕入税額控除が適用できず、B 社の納税額は 100 円に増え、たとえ売上が同額であっても納税額が増えてしまうこととなります。

本会計に置き換えますと、製造業者 A 社が本卸売市場会計、小売業者 B 社が那珂湊漁業協同組合と茨城県鰹鮪船主協会となり、A 社がインボイスに対応しなければ、B 社は仕入税額控除を適用することが出来ず、消費税の負担が増えることとなります。

制度適用により、本会計にはおいては、今まで不要だった消費税の納税を新たに行うこととなりますが、制度の趣旨を鑑み、適切に対応して参りたいと思います。

また、昨年 12 月には、インボイス制度に対する様々な意見を鑑み、まだスタートしてもいない制度に対して、既に国から見直し案が公表される事態となっております。

制度開始まで 8 ヶ月半ほど時間があり、今後新たな見直し案が示される可能性もございますので、国の動きを注視し、遺漏の無いよう対応して参りたいと考えております。

説明は以上となります。

吉田委員長

那珂湊漁協と茨城県鰹鮪船主協会が消費税の控除を受けるために、ひたちなか市がインボイスの指定を受けるといことですか。

事務局

おっしゃる通りインボイスに登録をして、消費税を申告して納税することとなります。対応しない場合、10 月以降、那珂湊漁協と茨城県鰹鮪船主協会が消費税の控除を適用できなくなり、納税額が増えてしまうこととなります。

櫻井委員

インボイス制度は、商品の仕入れや販売を行っている事業者が対象だと思っていましたが、具体的に何が対象になるのですか。

事務局

商品の仕入れや販売に限らず、消費税の課税取引は全て対象となります。例えば文化会館の会議室を業者さんが借りて部屋代を経費とし

	<p>て支払った場合，市がインボイスに対応していなければ，部屋代の消費税の控除は取れなくなってしまいます。</p>
櫻井委員	<p>自分たちで消費税分を区別して経理すればよいのではなかったですか。</p>
事務局	<p>今まではそれでよかったのですが，10月以降は，それが認められなくなります。それがインボイス制度です。</p>
櫻井委員	<p>改めて事業者登録をするということですか。</p>
事務局	<p>今までは免税事業者でしたが，新たに課税事業者として登録して，インボイスの登録番号を受けることになります。</p>
櫻井委員	<p>登録したうえで消費税を申告，納税して，相手方にもインボイス対応の書類を発行，相手方もそれに基づいて消費税を控除するということですか。</p>
事務局	<p>そうなります。</p>
川野辺委員	<p>市としては，一般会計以外の特別会計は，それぞれの会計ごとにインボイス適用の可否を判断して登録するということですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
磯前委員	<p>会計ごとにインボイスの番号が違うということですか。</p>
事務局	<p>会計ごとに別々の番号が発行されます。</p>
吉田委員長	<p>それが無いと那珂湊漁協としては，今までより税金を多く払うということですか。資料で例えば，60円でよかったものが100円になってしまうということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
櫻井委員	<p>10月以降は，市がインボイス制度に対応することで，新たに消費税</p>

	を申告して、納税するようになるということですね。
事務局	そうです。
吉田委員長	使用料は消費税が課税になりますか。
事務局	使用料は基本的に課税になります。一般住宅の家賃は消費税が課税されませんが、那珂湊漁協と鯉鮪協会に事務所として貸し付けて賃料を頂いていますので、そちらは対象となります。
吉田委員長	ありがとうございました。よろしければ、インボイスの件は以上にして、次に移りたいと思います
吉田委員長	(4) その他について 続きまして、(4)「その他」について、皆様から何かございますか。
吉田委員長	事務局からは、何かありますか。
事務局	ありません。
吉田委員長	先ほどの水揚げに関する件でも結構ですし、皆様から何かございますか。
川野辺委員	せっかくの機会ですので、県の事業についてお話しさせてください。ご存じのとおり、那珂湊漁協さんの協力を頂いてマサバの養殖実証試験を行っております。実験がうまくいって民間事業者が養殖を行い、市場に流通するようになれば、貢献できるようになりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。
吉田委員長	那珂湊の市場に出荷することもあるということですか。
川野辺委員	養殖の魚であっても、何かしらの市場は通ることとなるので、十分あり得ると思います。なるべく協力いただいた地元で流通して、貢献できる仕組みが作ればと思います。
吉田委員長	ありがとうございました。それでは、よろしければ本日の議題は以

	上とし、閉会させていただきます。
--	------------------

以上、会議の内容に相違ないことを証明する。

令和5年2月16日

ひたちなか市魚市場委員会 委員長 吉田 彰宏 ㊞